

平成30年7月9日  
先端科学イノベーション推進機構  
平成30年7月9日作成  
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー長裁定

先端科学イノベーション推進機構起業支援部門ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー管理設備  
「3Dスキャナー装置」の管理及び使用に関する取扱いについて

(趣旨)

第1 この取扱いは、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（以下「ラボラトリー」という。）において管理する3Dスキャナー装置（以下「3Dスキャナー」という。）の管理及び使用に関し、必要な事項を定める。

(物品管理責任者)

第2 3Dスキャナーの物品管理責任者（国立大学法人金沢大学固定資産等管理規程第2条第1項第9号に規定する物品管理責任者をいう。）は、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー長（以下「ラボラトリー長」という。）とする。

(3Dスキャナーの設置室)

第3 3Dプリンターの設置は、ラボラトリーのセミナールームとする。

2 運営・管理にあたっては担当を置き、本学職員あるいは準ずる者の中からラボラトリー長が指名する。

(使用資格)

第4 3Dスキャナーは、次に掲げる者のうち、次項に定める者が使用することができるものとする。

- (1) 本学のラボラトリー施設に入居している者
- (2) 本学の先端科学イノベーション推進機構のインキュベーション施設に入居している者
- (3) 本学のラボラトリー所管のアントレプレナーコンテストに参加している者
- (4) その他ラボラトリー長が適当と認めた者

(使用申請)

第5 設備の使用手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 3Dスキャナーを使用しようとする者は空き状況を確認の後、物品借用書(VBL 3Dスキャナー関連機器)に必要事項を記入のうえ、ラボラトリー事務室に提出をし、使用の許可を受けるものとする。

2 担当あるいは事務員は使用申請を承認したときは責任者および申請者に、その旨を通知するものとする。

(使用許可の取消し等)

第6 担当あるいは事務員は、前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用許可の条件に違反したと認められるとき、又は管理上支障があると認められるときは、当該使用の許可を取消し、又は当該使用を中止させることができる。

(使用者の心得)

第7 使用者は、本取扱い、使用上のルール及び注意事項を遵守しなければならない。

2 使用者は、3Dスキャナーの使用に当たっては、担当及び事務員の指示に従わなければならない。

3 使用者は、承認された目的以外に3Dスキャナーを使用してはならない。

4 使用者は、機器の故障あるいは異常を発見したときは、直ちに使用を中止し、速やかに担当あるいは事務員に報告しなければならない。

5 使用者は、事故防止に十分注意を払わなければならない。

(損害賠償)

第8 使用者は、その責に帰すべき事由により、3Dスキャナーを滅失、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、3Dスキャナーの使用により受けたあらゆる障害を自己責任によるものとし、損害・傷害賠償責任を請求しない。

(受益者負担)

第9 使用者は、3Dスキャナーを無料で使用することが出来る。ただし、ラボラトリー長が特に必要と認めたときは、使用料等の必要経費を使用者に請求することができる。そ

(雑則)

第10 この取扱いに定めるもののほか、3Dスキャナーの管理及び使用に関し必要な事項は、ラボラトリー長が別に定める。